

証券コード 3080

平成30年5月11日

株 主 各 位

千葉県柏市大津ヶ丘二丁目8番5号
株 式 会 社 ジ ョ ー ソ ン
代表取締役社長兼会長 太 田 万 三 彦

第33期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第33期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年5月28日（月曜日）午後6時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|----|--|
| 1. 日 | 時 | 平成30年5月29日（火曜日）午前11時 |
| 2. 場 | 所 | 千葉県柏市東上町7番18号
柏商工会議所 4階 401会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | 1. | 第33期（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. | 第33期（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）
計算書類報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 |

以 上

開場時刻は、午前10時30分とさせていただきます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くだ

さいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正の必要が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.jason.co.jp>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成29年3月1日から
平成30年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善が続く中、政府や日本銀行の各種政策の効果もあり、緩やかな回復基調で推移したものの、アジア地域における地政学リスクが顕在化するなど、世界経済を巡る不確実性は依然として高く、先行きは不透明な状況となっております。

小売業界におきましても、消費者マインドに持ち直しの動きがみられるものの、一般の消費者の低価格志向・節約志向への意識は依然として強く、業種業態を超えた競合はますます激化する状況にあります。

このような情勢のもと、当社グループとしましては、消費者の暮らしを守り育てるべく将来に向けた持続的成長を促進し、さらなる業績の向上を目指し、営業面におきましては、より低価格の生活必需商品群の品揃えの強化、また、コンビニエンス性の高い、地域における生活便利店としての機能を果たすべく店舗運営を行ってまいりました。

当連結会計年度における新規出店は、平成29年7月に茨城県筑西市の「明野店」、8月に埼玉県蕨市の「蕨南町店」、10月に茨城県つくば市の「つくば桜店」、東京都国分寺市の「国分寺並木町店」、12月に茨城県水戸市の「水戸河和田店」が開店し、計5店舗であります。また、当連結会計年度における閉鎖店舗は平成29年12月に茨城県筑西市の「下館店」、茨城県取手市の「戸頭店」、東京都足立区の「足立谷在家店」の計3店舗であります。これらにより当連結会計年度末の直営店舗数は100店舗となりました。

この他、増加が見込まれた物流コストの低減を目的として物流システムを再構築した結果、ほぼ予定通り物流コストの削減及び物流の内製化を実現いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は232億19百万円（前期比99.5%）、営業利益は5億62百万円（前期比87.4%）、経常利益は6億3百万円（前期比85.8%）、親会社株主に帰属する当期純利益は3億68百万円（前期比87.2%）となりました。

なお、商品部門別売上高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

商 品 部 門 の 名 称	売 上 高	構 成 比	前 期 比
衣 料 服 飾 ・ イ ン テ リ ア	747	3.2%	99.9%
日 用 品 ・ 家 庭 用 品	6,013	25.9%	102.2%
食 料 品	13,657	58.8%	99.9%
酒 類	1,507	6.5%	92.0%
そ の 他 商 品	2	0.0%	83.8%
小 売 事 業 小 計	21,929	94.4%	99.9%
そ の 他 営 業 収 入	1,290	5.6%	93.8%
合 計	23,219	100.0%	99.5%

(注) 商品部門の区分は、次のとおりであります。

衣料服飾・インテリア・・・紳士衣料、子供衣料、婦人衣料、肌着・靴下類、靴靴傘ベルト、
寝室室内装飾品

日用品・家庭用品・・・・・・家庭電化製品、家事調理用品、時計・メガネ、カメラ、玩具・ホ
ビー、文具、カー用品、スポーツ・レジャー用品、自転車、日曜
大工品、園芸、キッチン用品、化粧雑貨、洗剤・清掃用品、ペッ
ト用品、ベビー用品

食料品・・・・・・食料品全般、加工肉（生鮮食品は除く）

酒類・・・・・・酒類全般

その他商品・・・・・・煙草、催事

その他営業収入・・・・・・ロイヤリティ、受取物流費、テナント賃料等

地域別売上高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

地 域 の 名 称	売 上 高	構 成 比	前 期 比
千 葉 県	7,971	34.3%	99.5%
東 京 都	6,615	28.5%	98.5%
埼 玉 県	4,429	19.1%	101.7%
茨 城 県	2,724	11.7%	102.4%
栃 木 県	187	0.8%	90.9%
小 売 事 業 小 計	21,929	94.4%	99.9%
そ の 他 営 業 収 入	1,290	5.6%	93.8%
合 計	23,219	100.0%	99.5%

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額はリースを含めて288百万円であり、その主なものは、新店舗の内部造作等及び既存店舗の改修工事等に関わる投資であります。これらの資金につきましては、自己資金によって充当しております。

③ 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 30 期 (平成27年2月期)	第 31 期 (平成28年2月期)	第 32 期 (平成29年2月期)	第 33 期 (当連結会計年度) (平成30年2月期)
売 上 高(百万円)	20,399	21,721	23,325	23,219
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	233	397	423	368
1株当たり当期純利益(円)	18.24	31.02	33.02	28.80
総 資 産(百万円)	6,222	6,810	7,074	7,323
純 資 産(百万円)	2,590	2,896	3,204	3,457
1株当たり純資産額(円)	202.20	226.10	250.11	269.90

(参考) 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 30 期 (平成27年2月期)	第 31 期 (平成28年2月期)	第 32 期 (平成29年2月期)	第 33 期 (当事業年度) (平成30年2月期)
売 上 高(百万円)	20,406	21,726	23,331	23,225
当 期 純 利 益(百万円)	222	396	419	365
1株当たり当期純利益(円)	17.40	30.97	32.77	28.55
総 資 産(百万円)	6,190	6,786	7,038	7,286
純 資 産(百万円)	2,553	2,859	3,163	3,414
1株当たり純資産額(円)	199.34	223.20	246.95	266.50

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数(自己株式控除後)に基づき算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数(自己株式控除後)に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社スパイラル	90百万円	100%	卸 売 業

③ その他

上記の重要な子会社の売上高は前期比110.6%の111百万円、経常利益は前期比131.4%の4百万円、当期純利益は前期比131.8%の3百万円であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは経営の基本方針に基づき、中期的な経営戦略を具現化するため以下の課題に取り組んでまいります。

① 業種業態を越えた競合

当社のような小商圏型店舗に対するニーズは今後も拡大するものと考えておりますが、一方で、小商圏に対応したコンビニエンスストア、ドラッグストア、100円ショップ、スーパーマーケット、ディスカウントストア、大手GMSの小型安売り店舗等、業種業態を越えた競合はますます激化するものと考えております。

このような状況のもと、当社グループとしては、“地域に根ざした生活必需関連商品を安価に提供するコンビニエンス性の高い店舗”のチェーン化をさらに推進し、お客様に対しては、欲しい商品が欲しい時に手軽に気軽に購入できる売り場づくりを、従業員にとっては、誰もが無理なく無駄なく作業ができる作業環境づくりを、経営的見地からは粗利益率の向上とローコストストアオペレーションを引き続き追求してまいります。

② コンプライアンスの徹底

企業を取り巻く各種法令、店舗運営、出店、取扱商品に関する諸法令等々、各種法令及び関連する指針等についての遵守責任は、年々重要性を増しております。

このような状況のなか、当社グループとしては、コンプライアンスに関わる

諸問題について、社内を横断的に統括する「リスク管理委員会」を設置し、役職者全員のコンプライアンス意識を一層高め、監査役監査、内部監査を含めたチェック体制の強化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成30年２月28日現在）

衣料服飾品・インテリア用品、日用品・家庭用品、食料品、酒類その他生活必需消耗品の販売を行うバラエティ・ストアチェーンの運営。

(6) 主要な事業所等（平成30年２月28日現在）

① 当社

本部

千葉県柏市

共配センター

茨城県つくばみらい市

東京都西多摩郡瑞穂町

店舗

営業店舗（100店舗）

千葉県（32店舗）	船橋市	6 店舗	・市川市	1 店舗
	千葉市	6 店舗	・市原市	1 店舗
	松戸市	5 店舗	・佐倉市	1 店舗
	柏市	3 店舗	・富里市	1 店舗
	鎌ヶ谷市	2 店舗	・野田市	1 店舗
	流山市	2 店舗	・八千代市	1 店舗
	成田市	2 店舗		
東京都（28店舗）	足立区	5 店舗	・大田区	1 店舗
	練馬区	6 店舗	・葛飾区	1 店舗
	江戸川区	3 店舗	・国分寺市	2 店舗
	八王子市	3 店舗	・東大和市	1 店舗
	武蔵村山市	2 店舗	・府中市	1 店舗
	あきる野市	1 店舗	・福生市	1 店舗
	青梅市	1 店舗		
埼玉県（24店舗）	川口市	3 店舗	・久喜市	1 店舗
	さいたま市	3 店舗	・狭山市	1 店舗
	川越市	2 店舗	・鶴ヶ島市	1 店舗
	三郷市	2 店舗	・戸田市	1 店舗
	春日部市	1 店舗	・飯能市	1 店舗
	加須市	1 店舗	・吉川市	1 店舗
	北本市	1 店舗	・和光市	1 店舗
	行田市	1 店舗	・白岡市	1 店舗
	上尾市	1 店舗	・蕨市	1 店舗

茨城県（15店舗）	取手市	2 店舗	・つくば市	2 店舗
	水戸市	2 店舗	・結城市	1 店舗
	北相馬郡利根町	1 店舗	・桜川市	1 店舗
	かすみがうら市	1 店舗	・筑西市	1 店舗
	猿島郡境町	1 店舗	・行方市	1 店舗
	常総市	1 店舗	・龍ヶ崎市	1 店舗
栃木県（1 店舗）	小山市	1 店舗		

当連結会計年度出店店舗（5 店舗）

茨城県（3 店舗）	筑西市	1 店舗	・水戸市	1 店舗
	つくば市	1 店舗		
埼玉県（1 店舗）	蕨市	1 店舗		
東京都（1 店舗）	国分寺市	1 店舗		

当連結会計年度閉鎖店舗（3 店舗）

茨城県（2 店舗）	筑西市	1 店舗	・取手市	1 店舗
東京都（1 店舗）	足立区	1 店舗		

② 子会社

会社名	所在地
株式会社スパイラル	本社：千葉県柏市

(7) 従業員の状況（平成30年 2月28日現在）

① 企業集団の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
小 売 事 業	201 (653) 名	11名増 (87名増)
合 計	201 (653) 名	11名増 (87名増)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員）は、年間の平均人員（8時間換算）を（ ）外数で記載しております。

② 当社の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
200名	11名増 (87名増)	36.7歳	10.8年

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、当社から社外への出向者を除いております。

2. 上記の他、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員）の年間平均人員は653名（8時間換算）であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年 2月28日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	360百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 UFJ 銀 行	100
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	100
株 式 会 社 千 葉 銀 行	99
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	30
株 式 会 社 常 陽 銀 行	30

2. 株式の状況（平成30年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
(2) 発行済株式の総数 12,812,000株
(3) 株主数 1,633名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
太 田 万 三 彦	4,512,000株	35.21%
(株) 太 田 興 産	4,280,200株	33.40%
太 田 磨 草 子	800,000株	6.24%
山 本 実 花 子	400,000株	3.12%
太 田 晃 太 郎	400,000株	3.12%
太 田 圭 太 郎	400,000株	3.12%
ジ ェ ー ソ ン 社 員 持 株 会	320,520株	2.50%
北 辰 商 事 (株)	100,100株	0.78%
上 條 資 男	60,000株	0.46%
鴨 下 英 夫	58,500株	0.45%

（注） 持株比率は、自己株式（270株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成30年2月28日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長兼会長	太田万三彦	営業本部長 ㈱太田興産代表取締役社長
常務取締役	斎藤重幸	管理本部長
取締役	山田仁夫	企画本部長 ㈱スパイラル代表取締役
取締役	勢能志彦	㈱コーラルブルー代表取締役 (有)桂香園代表取締役 (有)キュービックプロダクション代表取締役
常勤監査役	上條資男	㈱スパイラル監査役
監査役	岡本政明	弁護士
監査役	宮本啓一郎	公認会計士

- (注) 1. 取締役勢能志彦氏は、社外取締役であります。同氏は小売業界における豊富な経営経験と幅広い見識を有するものであります。
2. 監査役岡本政明氏及び宮本啓一郎氏は、社外監査役であります。
3. 監査役宮本啓一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は岡本政明氏を、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取（うち社外取締役）	5名 (1)	100,409千円 (1,995)
監（うち社外監査役）	3 (2)	12,565 (4,585)
合（うち社外役員）	8 (3)	112,974 (6,580)

- (注) 1. 株主総会決議に基づく取締役の報酬限度額は月額20,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給と相当額を除く）であります。
（平成15年5月27日 第18期定時株主総会決議）
2. 株主総会決議に基づく監査役の報酬限度額は月額5,000千円以内であります。
（平成17年5月27日 第20期定時株主総会決議）

3. 上記の報酬等の総額の中に、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額21,297千円（取締役4名に対し20,132千円（うち社外取締役1名に対し195千円）及び減少額9,772千円（取締役1名に対し9,772千円）、監査役3名に対し1,165千円（うち社外監査役2名に対し385千円））が含まれております。
4. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況

	活 動 状 況
取締役 勢能 志彦	当事業年度に開催された取締役会全12回中12回出席しました。主に、小売業界における豊富な経験と幅広い見識から適宜意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 岡本 政明	当事業年度に開催された取締役会全12回中12回及び監査役会に12回中12回出席いたしました。主に、弁護士としての法的見地から適宜意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 宮本 啓一郎	当事業年度に開催された取締役会全12回中12回及び監査役会に12回中12回出席いたしました。主に、公認会計士としての会計的見地から適宜意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

- (注) 1. 取締役勢能志彦氏は、㈱コーラルブルー・㈱桂香園及び㈲キュービックプロダクションの代表取締役であります。そのうち㈱コーラルブルー・㈱桂香園の2社は飲料販売事業において当社と競業関係にあります。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役または社外監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	25,900千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,900千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬にはこれらの合計額を記載しております。
監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかを必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保する体制の構築に関する基本方針を定め、体制構築を進めております。

その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 内部統制システムの一環として「内部監査室」を設置しており、経営活動の全般について、方針・計画・手続きの妥当性及業務執行の有効性等について内部監査を実施しており、社内業務改善に向け具体的な助言・勧告を行っています。
- ② 社内を横断的に統括する「リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンス管理体制の構築及び維持向上を図ります。
- ③ 経営の透明性とコンプライアンス経営の観点から、法律顧問契約を締結している弁護士に、日常発生する法律諸問題について助言と指導を適時受けます。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会議事録、稟議書、各種契約書、その他職務の執行に係る重要情報を文書管理規程に従い適切に保全・管理します。
- ② 情報の不正使用及び漏洩を防止するべく、主としてシステム面からアクセス権の制限、パスワード利用等の効果的な情報セキュリティ施策を推進します。
- ③ 個人情報の管理については、法令・ガイドライン等を遵守するとともに、マニュアルや内部監査等の活用によって管理意識の浸透とモラル意識の向上に努めてまいります。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 各部門がそれぞれの部門に関するリスク管理を行い、研修やマニュアルの作成・配布・教育・訓練等を必要に応じ行います。
- ② 新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は速やかに対応責任者となる取締役を定め、リスクに対する未然防止や個別の対応・再発防止に取り組んでまいります。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定時の取締役会を毎月1回、また、臨時取締役会を必要に応じて開催し会社法規定事項及び経営の重要事項について審議及び決定を行います。
- ② 「迅速かつ的確な経営及び執行判断」を補完するものとして、常勤役員及び幹部社員を構成員とする定例の幹部報告会を毎週1回、その他必要ある場合は随時開催して、関係会社を含めた経営課題についての報告を行います。

- ③ 将来の事業環境を踏まえ、中期経営方針及び各年度ごとの全社的な業務執行方針と予算を策定し、各部門においては目標達成の活動状況を代表取締役が定期的に報告します。
- (5) 当社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 「関係会社管理規程」に基づき、担当部門において子会社の経営及び業績を管理するとともに、業務面についても適正を確保する体制をとります。
 - ② 年度予算制度に基づきグループ全体の予算・業績管理を実施します。
 - ③ グループ全体に影響を及ぼす重要な事項については、担当取締役が他の取締役に呼びかけ、必要に応じ会議を開催し多面的な検討を経て慎重に決定する仕組みを設けます。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 現在、監査役の職務を補佐すべき使用人はおりませんが、今後、監査役からの要請に応じて監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換します。なお、監査役スタッフは兼務も可能としますが、その任命、異動、評価、懲戒は、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該職務を遂行する場合には取締役からの指揮命令は受けないものとします。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- 取締役及び使用人は下記事項を速やかに監査役に報告します。
- ① 当社及びグループ全体に影響を及ぼす重要事項に関する決定
 - ② 当社及びグループ会社の業績状況
 - ③ 内部監査室が実施した監査結果
 - ④ 法令その他に違反するおそれのある事項
 - ⑤ その他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき
 - ⑥ ①～⑤の報告をしたものに対し、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとする。また、内部通報制度においても内部通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないことを規定し、適切に運用します。

- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 内部監査室は、内部監査活動の状況と結果、他の部署からの報告受領事項、その他の職務の状況を常勤監査役に対して遅滞なく報告します。
 - ② 代表取締役と常勤監査役にて、月1回程度意見交換を行います。
 - ③ 監査役は、会計監査人より監査計画を事前に受領し、定期的に監査実施報告を受領するほか、必要に応じて監査実施状況の聴取を行います。
- (9) 監査役の職務の執行について生じる費用等の処理に関する体制
- 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の債務を処理するものとします。
- (10) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告の適正性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、当社における内部統制システムの構築を行います。また、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行います。
- (11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況
- ① 当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を及ぼし、健全な経済活動に障害となる反社会的勢力との一切の関係を遮断するため、規程の改定や契約書の見直し等社内体制の整備、社員教育やセミナー参加等を行い、反社会的勢力ならびに団体による不当な要求には断固とした態度でこれを拒絶します。
 - ② 反社会的勢力による不当な要求に対しては、総務人事部を対応統括部署として、警察、各都道府県の暴力団追放センターおよび弁護士、その他外部の専門機関との緊密な連携により、関係部門と協議の上、即時対応します。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行について

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役会が法令ならびに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度においても取締役会を12回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

(2) 監査役の職務執行について

監査役は当事業年度において監査役会を12回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会等の重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人ならびに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しております。

(3) 当社子会社における業務の適正の確保について

当社子会社に対して、稟議申請書等の管理を行うことで営業活動及び決裁権限等を把握し、また、一定基準に該当する重要事項については、担当機関決定前に当社の取締役会等の重要な会議での報告を義務とし、その遂行を承認するなど適切な経営がなされることを監督する体制を整備しております。

(4) コンプライアンス・リスク管理について

契約を結んでいる社会保険労務士に委託して内部通報窓口を常設しており、コンプライアンス違反行為や疑義のある行為等を報告したものが、当該報告をしたことを理由として、不利な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して不利な取扱いを為されないよう徹底しております。

(5) 反社会的勢力排除について

お取引先様の契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取り組みを継続的に実施しております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成30年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,812,939	流 動 負 債	3,037,239
現 金 及 び 預 金	1,679,340	買 掛 金	1,791,892
売 掛 金	130,489	短 期 借 入 金	200,000
商 品	1,783,584	1年内返済予定の長期借入金	383,492
貯 蔵 品	17,075	リ ー ス 債 務	48,020
繰 延 税 金 資 産	39,362	未 払 金	312,444
そ の 他	163,086	未 払 法 人 税 等	102,314
固 定 資 産	3,510,170	賞 与 引 当 金	37,290
有 形 固 定 資 産	2,163,186	資 産 除 去 債 務	11,230
建 物 及 び 構 築 物	713,911	そ の 他	150,555
車両運搬具及び工具器具備品	187,234	固 定 負 債	827,942
土 地	1,082,578	長 期 借 入 金	137,014
リ ー ス 資 産	130,627	リ ー ス 債 務	94,631
建 設 仮 勘 定	48,835	役員退職慰労引当金	273,288
無 形 固 定 資 産	157,087	退職給付に係る負債	171,943
投資その他の資産	1,189,896	資 産 除 去 債 務	135,169
敷 金 及 び 保 証 金	975,201	そ の 他	15,895
繰 延 税 金 資 産	62,905	負 債 合 計	3,865,181
そ の 他	151,789	純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	3,457,927
		資 本 金	320,300
		資 本 剰 余 金	259,600
		利 益 剰 余 金	2,878,078
		自 己 株 式	△50
		純 資 産 合 計	3,457,927
資 産 合 計	7,323,109	負 債 純 資 産 合 計	7,323,109

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成29年 3 月 1 日から
平成30年 2 月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		23,219,949
売 上 原 価		17,142,463
売 上 総 利 益		6,077,485
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,515,466
営 業 利 益		562,019
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,443	
受 取 手 数 料	19,393	
固 定 資 産 賃 貸 料	12,678	
情 報 提 供 料 収 入	6,055	
そ の 他	3,925	46,495
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,432	
固 定 資 産 賃 貸 費 用	1,629	
そ の 他	7	5,069
経 常 利 益		603,445
特 別 損 失		
減 損 損 失	43,840	43,840
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		559,605
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	197,766	
法 人 税 等 調 整 額	△7,093	190,673
当 期 純 利 益		368,931
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		368,931

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成29年3月1日から
平成30年2月28日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 連 結 会 計 年 度 期 首 残 高	320,300	259,600	2,624,452	△50	3,204,301
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△115,305	—	△115,305
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	368,931	—	368,931
連結会計年度中の変動額合計	—	—	253,626	—	253,626
当 連 結 会 計 年 度 期 末 残 高	320,300	259,600	2,878,078	△50	3,457,927

	純 資 産 合 計
当 連 結 会 計 年 度 期 首 残 高	3,204,301
連結会計年度中の変動額	
剰 余 金 の 配 当	△115,305
親会社株主に帰属する当期純利益	368,931
連結会計年度中の変動額合計	253,626
当 連 結 会 計 年 度 期 末 残 高	3,457,927

（注） 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1 社
- ・連結子会社の名称 株式会社スパイラル

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. たな卸資産

- ・店舗在庫商品 売価還元法による低価法
- ・センター在庫商品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ロ. 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ. 投資不動産（投資その他の資産「その他」を含む）

定率法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

ロ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- イ. 退職給付に係る会計処理の方法 退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ロ. 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の金額の見積りの変更)

当連結会計年度において、当社は不動産賃貸借契約及び定期借地権契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、店舗の閉鎖による情報の蓄積が進んだことに伴い、より精緻な見積りが可能となったことから、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増減額18,162千円を変更前の資産除去債務残高から減額しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は22,488千円増加しております。

3. 追加情報に関する注記

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

建物及び構築物	215,816千円
土地	701,856千円
投資不動産	111,483千円
(投資その他の資産「その他」に含む)	
計	1,029,155千円

担保付債務は、次のとおりであります。

短期借入金	70,000千円
1年内返済予定の長期借入金	306,405千円
長期借入金	114,085千円
計	490,490千円

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,672,304千円
- 投資不動産の減価償却累計額 31,548千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	12,812,000株	一株	一株	12,812,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	270株	一株	一株	270株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

平成29年5月26日開催の第32期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 115,305千円
- ・1株当たり配当額 9.00円
- ・基準日 平成29年2月28日
- ・効力発生日 平成29年5月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成30年5月29日開催予定の第33期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 115,305千円
- ・1株当たり配当額 9.00円
- ・基準日 平成30年2月28日
- ・効力発生日 平成30年5月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資産運用については主に流動性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

現金及び預金は、現金・流動性預金及び1年以内に満期の到来する定期性預金であります。預金は、預け入れ先の金融機関の信用リスクに晒されております。

売掛金は、仕入先及びF C契約先に対する営業債権であり、発行体の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に営業店舗の賃貸借取引に係る敷金及び保証金であり、取引先の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

買掛金は、商品の仕入先に対する営業債務、未払金は、経費等の支払先に対する営業債務、未払法人税等は、短期間で納める税金であります。これらは、流動性リスクに晒されております。

借入金は、金融機関からの金融債務、リース債務は、リース会社等とのリース契約に基づく金融債務であります。これらは、流動性リスク及び金利上昇リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当社グループは、新規に営業取引を行う相手先について、その適正性を事前調査し、職務執行規程に基づく承認手続きを経て取引を開始する手順となっております。また、既存の取引先については定期的に信用情報を入手し、リスクが見受けられる場合には、早急な対応を行うとともに必要に応じて引当等の処理を行っております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

ハ. 金利上昇リスクの管理

当社グループは、借入金の金利変動リスクに対して、支払金利の変動を定期的にモニタリングするとともに、長期借入と短期借入を併用することにより、管理を行っております。なお、リース債務は固定金利のため金利変動リスクはありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

((注) 2. 参照)

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
①現金及び預金	1,679,340	1,679,340	—
②売掛金	130,489	130,489	—
③敷金及び保証金	419,802	440,481	20,678
資産計	2,229,632	2,250,311	20,678
①買掛金	1,791,892	1,791,892	—
②短期借入金	200,000	200,000	—
③未払金	312,444	312,444	—
④未払法人税等	102,314	102,314	—
⑤長期借入金（※1）	520,506	520,290	△215
⑥リース債務（※2）	142,652	140,076	△2,575
負債計	3,069,809	3,067,018	△2,790

(※1) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(※2) 1年内返済予定のリース債務を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

①現金及び預金、②売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

③敷金及び保証金

これらの時価については、その将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りに信用リスクを加味したレートで割り引いた現在価値等により算定しております。

負債

①買掛金、②短期借入金、③未払金、④未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

⑤長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑥リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
敷金及び保証金	556,141

上記については、償還予定を算定することが困難であり、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められることから、(注) 1. ③敷金及び保証金には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1 年内(千円)	1 年超 5 年内(千円)	5 年超10年内(千円)	10年超(千円)
現金及び預金	1,679,340	—	—	—
売掛金	130,489	—	—	—
敷金及び保証金	31,532	209,586	111,366	67,316
合計	1,841,362	209,586	111,366	67,316

(注) 4. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	200,000	—	—	—	—	—
長期借入金	383,492	137,014	—	—	—	—
リース債務	48,020	40,808	29,934	16,367	7,521	—
合計	631,512	177,822	29,934	16,367	7,521	—

7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 269円90銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 28円80銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

(1) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失43,840千円を計上しております。

用途	場所	種類
店舗（7店舗）	茨城県、東京都、埼玉県、千葉県	建物及び構築物、長期前払費用（投資その他の資産「その他」に含む）

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を個別にグルーピングしております。

上記店舗のうち、2店舗（茨城県、東京都）については閉店を決定したことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（28,898千円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物28,837千円、長期前払費用（投資その他の資産「その他」に含む）61千円であります。

また、5店舗（東京都、茨城県、埼玉県、千葉県）については、営業損益が悪化し、短期的な業績回復が見込まれないこと等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（14,942千円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物14,445千円、長期前払費用（投資その他の資産「その他」に含む）497千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスのため零としております。

(注) この連結注記表の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり情報に関する注記については、銭未満を四捨五入して表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成30年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,686,516	流 動 負 債	3,043,984
現金及び預金	1,551,979	買 掛 金	1,800,326
売 掛 金	130,768	短 期 借 入 金	200,000
商 品	1,784,492	1年内返済予定の長期借入金	383,492
貯 蔵 品	17,075	リ ー ス 債 務	48,020
前 払 費 用	153,218	未 払 金	312,176
繰 延 税 金 資 産	38,997	未 払 法 人 税 等	101,655
そ の 他	9,982	前 受 金	1,082
固 定 資 産	3,599,713	預 り 金	96,063
有 形 固 定 資 産	2,163,186	賞 与 引 当 金	37,156
建 物	644,852	資 産 除 去 債 務	11,230
構 築 物	69,058	そ の 他	52,781
車 両 運 搬 具	97,815	固 定 負 債	827,952
工 具 器 具 備 品	89,418	長 期 借 入 金	137,014
土 地	1,082,578	リ ー ス 債 務	94,631
リ ー ス 資 産	130,627	退 職 給 付 引 当 金	171,943
建 設 仮 勘 定	48,835	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	273,288
無 形 固 定 資 産	156,631	資 産 除 去 債 務	135,169
借 地 権	138,133	そ の 他	15,905
ソ フ ト ウ ェ ア	8,580	負 債 合 計	3,871,937
そ の 他	9,918	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	1,279,896	株 主 資 本	3,414,293
関 係 会 社 株 式	90,000	資 本 金	320,300
出 資 金	540	資 本 剰 余 金	259,600
長 期 前 払 費 用	39,766	資 本 準 備 金	259,600
繰 延 税 金 資 産	62,905	利 益 剰 余 金	2,834,444
敷 金 及 び 保 証 金	975,201	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,834,444
そ の 他	111,483	別 途 積 立 金	12,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,822,444
		自 己 株 式	△50
		純 資 産 合 計	3,414,293
資 産 合 計	7,286,230	負 債 純 資 産 合 計	7,286,230

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成29年 3 月 1 日から)
(平成30年 2 月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	23,225,747
売 上 原 価	17,158,990
売 上 総 利 益	6,066,756
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,511,362
営 業 利 益	555,394
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	4,442
受 取 手 数 料	19,393
固 定 資 産 賃 貸 料	12,918
情 報 提 供 料 収 入	6,055
そ の 他	6,084
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	3,432
固 定 資 産 賃 貸 費 用	1,629
そ の 他	7
経 常 利 益	599,219
特 別 損 失	
減 損 損 失	43,840
税 引 前 当 期 純 利 益	555,378
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	196,646
法 人 税 等 調 整 額	△7,048
当 期 純 利 益	365,780

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成29年3月1日から
平成30年2月28日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本							株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自己株式	
		資 準 備 本 金	資 剰 余 本 金 計	その他利益剰余金		利 剰 余 益 金 計		
				別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	320,300	259,600	259,600	12,000	2,571,969	2,583,969	△50	3,163,818
事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	△115,305	△115,305	－	△115,305
当 期 純 利 益	－	－	－	－	365,780	365,780	－	365,780
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	250,474	250,474	－	250,474
当 期 末 残 高	320,300	259,600	259,600	12,000	2,822,444	2,834,444	△50	3,414,293

	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	3,163,818
事業年度中の変動額	
剰 余 金 の 配 当	△115,305
当 期 純 利 益	365,780
事業年度中の変動額合計	250,474
当 期 末 残 高	3,414,293

（注） 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 店舗在庫商品

売価還元法による低価法

② センター在庫商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

③ 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

⑤ 投資不動産（投資その他の資産「その他」に含む）

定率法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(4) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の金額の見積りの変更)

当事業年度において、当社は不動産賃貸借契約及び定期借地権契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、店舗の閉鎖による情報の蓄積が進んだことに伴い、より精緻な見積りが可能となったことから、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増減額18,162千円を変更前の資産除去債務残高から減額しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は22,488千円増加しております。

3. 追加情報に関する注記

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

建物	215,579千円
構築物	236千円
土地	701,856千円
投資不動産	111,483千円
(投資その他の資産「その他」に含む)	
計	1,029,155千円

担保付債務は、次のとおりであります。

短期借入金	70,000千円
1年内返済予定の長期借入金	306,405千円
長期借入金	114,085千円
計	490,490千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

投資不動産の減価償却累計額	1,672,304千円
	31,548千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	394千円
② 短期金銭債務	9,279千円
③ 長期金銭債務	10千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	5,797千円
② 仕入高	111,432千円
③ 営業取引以外の取引高	2,400千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	270株	一株	一株	270株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
賞与引当金	11,403
退職給付引当金	52,374
役員退職慰労引当金	83,243
減価償却費	9,343
減損損失	92,572
資産除去債務	44,619
その他	24,147
繰延税金資産小計	317,703
評価性引当額	△202,999
繰延税金資産合計	114,703
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△12,800
繰延税金負債合計	△12,800
繰延税金資産（負債）の純額	101,903

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

1. オペレーティング・リース取引（解約不能のもの）

（借主側）

未経過リース料	
1年以内	100,453千円
1年超	191,774千円
合計	292,227千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

重要性がないため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 266円50銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 28円55銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

(1) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失43,840千円を計上しております。

用途	場所	種類
店舗（7店舗）	茨城県、東京都、埼玉県、千葉県	建物、構築物、長期前払費用

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を個別にグルーピングしております。

上記店舗のうち、2店舗（茨城県、東京都）については閉店を決定したことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（28,898千円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物27,670千円、構築物1,166千円、長期前払費用61千円であります。

また、5店舗（東京都、茨城県、埼玉県、千葉県）については、営業損益が悪化し、短期的な業績回復が見込まれないこと等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（14,942千円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物12,609千円、構築物1,835千円、長期前払費用497千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスのため零としております。

- (注) この個別注記表の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり情報に関する注記については、銭未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年4月12日

株式会社ジェーソン

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 星 長 徹 也 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 孝 明 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジェーソンの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェーソン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年4月12日

株式会社ジェーソン

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 星 長 徹 也 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 孝 明 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェーソンの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年4月12日

株式会社ジェーソン 監査役会

常勤監査役 上 條 資 男 ㊞

監 査 役 岡 本 政 明 ㊞

監 査 役 宮 本 啓一郎 ㊞

(注) 監査役岡本政明及び監査役宮本啓一郎は、社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第33期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金9円00銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は115,305,570円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年5月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1、提案の理由

- ①平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下、本議案において「改正会社法」という。）により、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を高め、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ②改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第28条（取締役の責任免除）の一部を変更するものであります。なお、当該責任限定契約に係る定款の変更については、各監査役の同意を得ております。
- ③取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会の招集通知の発送期間を短縮することが可能となるよう、変更案第25条（取締役会の招集通知）を新設するものであります。
- ④上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正、不要となった規定の削除、明確化のための文言の調整その他所要の変更を行うものであります。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。
1. (条文省略)	1. (現行どおり)
2. 商標及び商品販売に関する調査、企画、指導業務	2. 商標および商品販売に関する調査、企画、指導業務
3. 物流システムの開発、設計及び施行	3. 物流システムの開発、設計および施行
4. 各種水産物、畜産物、食料品、菓子、健康食品、健康器具、衣料品、装身具、履物、室内装飾品、家庭用電気製品、ガス器具、日用雑貨品の販売及び売買取旋	4. 各種水産物、畜産物、食料品、菓子、健康食品、健康器具、衣料品、装身具、履物、室内装飾品、家庭用電気製品、ガス器具、日用雑貨品の販売および売買取旋
5. 米穀、塩、酒類、たばこ、古物、銃砲刀剣類の販売及び売買取旋	5. 米穀、塩、酒類、たばこ、古物、銃砲刀剣類の販売および売買取旋
6. 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具、各種薬品、石油製品、高圧ガスの器具の販売及び売買取旋	6. 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具、各種薬品、石油製品、高圧ガスの器具の販売および売買取旋
7. 各種楽器、音響製品、スポーツ、キャンプ等レジャー用品、玩具、鳥獣魚介、ペット用品、園芸用品の販売及び売買取旋	7. 各種楽器、音響製品、スポーツ、キャンプ等レジャー用品、玩具、鳥獣魚介、ペット用品、園芸用品の販売および売買取旋
8. 事務用品及び包装用品の製造、販売及び売買取旋	8. 事務用品および包装用品の製造、販売および売買取旋
9. 各種時計、眼鏡、宝石、貴金属、アクセサリ、小間物雑貨、美術工芸品、石材製品、コンピューター等の精密機器並びに周辺機器の製造、販売及び売買取旋	9. 各種時計、眼鏡、宝石、貴金属、アクセサリ、小間物雑貨、美術工芸品、石材製品、コンピューター等の精密機器ならびに周辺機器の製造、販売および売買取旋
10. 貨物自動車、乗用自動車、軽自動車、自動二輪車、自転車、耕運機等運搬具の販売及び売買取旋並びに賃貸	10. 貨物自動車、乗用自動車、軽自動車、自動二輪車、自転車、耕運機等運搬具の販売および売買取旋ならびに賃貸、検査業務

現行定款	変更案
11. 家庭用電化製品、木材・レンガ等の建築資材、システムキッチン・トイレ・洗面台等の住宅設備機器、店舗用什器備品類の製造加工、販売及び売買取扱	11. 木材・レンガ等の建築資材、システムキッチン、トイレ・洗面台等の住宅設備機器、店舗用什器備品類の製造加工、販売および売買取扱
12. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理に関する業務	12. 不動産の売買、賃貸、仲介および管理に関する業務
13. 喫茶店、飲食店、レストラン、ホテル及び診療所、薬局の経営	13. 喫茶店、飲食店、レストラン、ホテルおよび診療所の経営
14. (条文省略)	14. (現行どおり)
15. (条文省略)	15. (現行どおり)
16. 観劇、旅行、コンサートスポーツ等の切符販売、民間医療機関の受診手続及びホテル等の予約代行に関する業務	16. 観劇、旅行、コンサート、スポーツ等の切符販売、民間医療機関の受診手続およびホテル等の予約代行に関する業務
17. 不用品の交換、冠婚葬祭行事の請負及び斡旋、自動車の検査業務	17. 不用品の交換、冠婚葬祭行事の請負および斡旋
18. (条文省略)	18. (現行どおり)
19. 写真業、有線放送業、印刷及び各種出版業に関する業務	19. 写真業、有線放送業、印刷および各種出版業に関する業務
20. クレジットカード業、金融業、債務保証業	20. クレジットカード業、金融業、リース業、債務保証業
21. 販売促進用スタンプの発行及び販売、家庭用電化製品のリース業	21. 販売促進用スタンプの発行および販売
22. 自動車運送取扱業、建物、駐車場の警備保障業務及び斡旋	22. 建物、駐車場の警備保障業務および斡旋
23. 生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理業	23. 生命保険の募集に関する業務および損害保険代理業
24. (条文省略)	24. (現行どおり)
25. 青少年及び中高年者の就職に関する調査及び有料職業紹介業	25. 青少年および中高年者の就職に関する調査および有料職業紹介業
26. 1号から11号までに掲げる物の輸出入に関する業務	26. 4号から11号までに掲げる物の輸出入に関する業務および卸売業
27. 全酒類小売業	27. 倉庫業、運送業、運送取扱業およびその仲介業ならびに物流センターの管理・運営および物流情報の収集処理業務
28. (条文省略)	28. (現行どおり)

現行定款	変更案
第3条 (条文省略) (機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 第5条から第19条 (条文省略) 第4章 取締役および取締役会 (員数) 第20条 当社の取締役は10名以内とする。 (新設) (選任方法) 第21条 取締役は、株主総会の決議により選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略) 4. (条文省略) (任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)	第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査等委員会 3. 会計監査人 第5条から第19条 (現行どおり) 第4章 取締役および取締役会 (員数) 第20条 当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は10名以内とする。 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、6名以内とし、うち過半数は社外取締役とする。</u> (選任方法) 第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し、株主総会の決議により選任する。</u> 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. (現行どおり) (任期) 第22条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</u> 4. <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該予選後、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

現行定款	変更案
第23条 (条文省略) (代表取締役および役付取締役) 第24条 取締役会は、その決議をもって取締役の中から代表取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、各若干名を選定することができる。 (新設) (取締役会の決議方法) 第25条 (条文省略) 2. 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u> (新設) (取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令が定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	第23条 (現行どおり) (代表取締役および役付取締役) 第24条 取締役会は、その決議をもって取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）の中から、代表取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、各若干名を選定することができる。 (取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。<u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> (取締役会の決議方法) 第26条 (現行どおり) 2. 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、<u>取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）</u>の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 (取締役への重要な業務執行の決定の委任) 第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> (取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令が定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

現行定款	変更案
(報酬等) 第 2 7 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第 2 8 条 (条文省略) 2. 当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u> 第 5 章 <u>監査役および監査役会</u> (新設) (新設) (員数) 第 2 9 条 <u>当会社の監査役は 4 名以内とする。</u> (選任および解任方法) 第 3 0 条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(報酬等) 第 2 9 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u> (取締役の責任免除) 第 3 0 条 (現行どおり) 2. 当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u> 第 5 章 <u>監査等委員会</u> (監査等委員会の招集通知) 第 3 1 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> (監査等委員会規程) 第 3 2 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u> (削除) (削除)

現行定款	変更案
(任期)	(削除)
第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	
2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	
(常勤の監査役)	(削除)
第32条 <u>監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定する。</u>	
(監査役会の決議方法)	(削除)
第33条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	
(監査役会規程)	(削除)
第34条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	
(報酬等)	(削除)
第35条 <u>監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u>	
(監査役会の議事録)	(削除)
第36条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令が定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u>	
(監査役の責任免除)	(削除)
第37条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。</u>	
2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>	

現行定款	変更案
第6章 計算 (事業年度) <u>第38条</u> 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。 (剰余金の配当) <u>第39条</u> 剰余金の配当は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。 (中間配当) <u>第40条</u> 当会社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 (配当金の除斥期間等) <u>第41条</u> 剰余金の配当および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 2. 前項の未払配当金には、利息をつけない。 (改定) <u>第42条</u> この規程の改定は総務人事部長が起案し、関係部署と協議の上、株主総会にて決定する。 (付則) (新設) この規程は、平成13年10月1日から施行する。 平成15年5月27日一部改定 平成21年5月28日一部改定 平成24年5月29日一部改定 (新設)	第6章 計算 (事業年度) <u>第33条</u> 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。 (剰余金の配当) <u>第34条</u> 剰余金の配当は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。 (中間配当) <u>第35条</u> 当会社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 (配当金の除斥期間等) <u>第36条</u> 剰余金の配当および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 2. 前項の未払配当金には、利息をつけない。 (削除) (付則) <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>第1条</u> 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役であった者の責任を法令の限度において免除することができる。 この規程は、平成13年10月1日から施行する。 平成15年5月27日一部改定 平成21年5月28日一部改定 平成24年5月29日一部改定 <u>平成30年5月29日一部改定</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役4名全員は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
1	おお た ま き ひ こ 太 田 万 三 彦 (昭和32年1月14日)	昭和60年5月 当社代表取締役 昭和63年3月 (有)太田興産（現(株)太田興産） 代表取締役 （現在に至る） 平成2年7月 京和物産(株)代表取締役 平成2年8月 (株)スパイラル代表取締役 平成10年3月 当社と京和物産(株)との合併により 当社代表取締役社長 平成15年5月 取締役会長 平成17年8月 (株)スパイラル取締役 平成20年2月 当社代表取締役社長兼会長 平成23年4月 代表取締役社長兼会長兼営業本部長 （現在に至る） [重要な兼職の状況] (株)太田興産代表取締役社長	4,512,000株
2	さい とう しげ ゆき 斎 藤 重 幸 (昭和32年8月3日)	昭和55年4月 (株)箕輪不動産入社 平成8年4月 (株)レイコーボレーション入社 平成11年1月 (株)福知入社 平成13年2月 当社入社 平成15年2月 経理部長 平成19年5月 取締役経理部長 平成21年2月 取締役管理本部長 平成27年5月 常務取締役管理本部長 （現在に至る）	6,600株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
3	やま だ きみ お 山 田 仁 夫 (昭和36年 8月29日)	昭和60年 4月 ㈱富士銀行（現㈱みずほ銀行）入行 平成27年12月 当社出向 平成28年 9月 当社入社、業務システム部統括マネジャー 平成29年 4月 企画本部長 平成29年 5月 ㈱スパイラル代表取締役社長（現在に至る） 平成29年 5月 当社取締役企画本部長（現在に至る） [重要な兼職の状況] ㈱スパイラル代表取締役社長	2,000株

（注） 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 太田万三彦氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
1	かみ じょう しげ お 上 條 資 男 (昭和13年 2月22日)	昭和29年 2月 ㈱オギノ入社 平成 3年 7月 当社入社 平成 6年 4月 取締役 平成 7年 6月 常務取締役 平成15年 2月 常勤監査役（現在に至る） 平成15年 2月 ㈱スパイラル監査役（現在に至る） [重要な兼職の状況] ㈱スパイラル監査役	60,000株
2	おか もと まさ あき 岡 本 政 明 (昭和19年 5月23日)	昭和59年11月 司法試験合格 昭和62年 4月 第一東京弁護士会登録 平成11年 6月 日弁連人権擁護委員 平成16年 4月 東京三会法律相談連絡協議会議長 平成18年 5月 当社社外監査役（現在に至る）	2,000株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	みやもと けいいちろう 宮 本 啓一郎 (昭和33年 9 月 7 日)	昭和59年10月 監査法人朝日会計社（現有限責任 あずさ監査法人）入社 平成 6 年 1 月 宮本公認会計士事務所開設 平成20年 5 月 当社社外監査役 （現在に至る）	一株
4	せのう ゆき ひこ 勢 能 志 彦 (昭和26年12月18日)	昭和53年 1 月 セノー(株)入社 平成17年 6 月 セノー(株)代表取締役 平成23年 7 月 (有)桂香園代表取締役 （現在に至る） 平成23年 7 月 (有)キュービックプロダクション代 表取締役 （現在に至る） 平成24年 5 月 当社社外取締役 （現在に至る） 平成27年12月 (株)コーラルブルー代表取締役 （現在に至る） [重要な兼職の状況] (株)コーラルブルー代表取締役 (有)桂香園代表取締役 (有)キュービックプロダクション代表取締役	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

- 岡本政明氏、宮本啓一郎氏および勢能志彦氏は、社外取締役候補者であります。
- 社外取締役候補者の選任理由および社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由について
 - ①岡本政明氏は弁護士として法律面での豊富な知識等を有し、外部の視点を持って監査等委員である社外取締役として当社の監査等に反映していただくことを期待し候補者としております。なお、岡本氏の当社社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって12年となります。
 - ②宮本啓一郎氏は公認会計士として会計面での豊富な知識等を有し、外部の視点を持って監査等委員である社外取締役として当社の監査等に反映していただくことを期待し候補者としております。なお、宮本氏の当社社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって10年となります。
 - ③勢能志彦氏は小売業界における豊富な経営経験と幅広い見識を有し、外部の視点を持って監査等委員である社外取締役として当社の監査等に反映していただくことを期待し候補者としております。なお、勢能氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
- 岡本政明氏、宮本啓一郎氏および勢能志彦氏は当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- 当社は、岡本政明氏、宮本啓一郎氏および勢能志彦氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役がその職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額としており、岡本政明氏、宮本啓一郎氏および勢能志彦氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- 当社は岡本政明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。岡本政明氏が選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成15年5月27日開催の第18期定時株主総会において月額20,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与相当額を除く。）と決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の上記報酬等の枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、月額20,000千円以内と定めることといたしたく存じます。また、各取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、取締役会の決議によることといたしたく存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まないものといたしたいと存じます。現在の取締役は4名ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、月額6,000千円以内と定めることといたしたく存じます。また、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

以 上

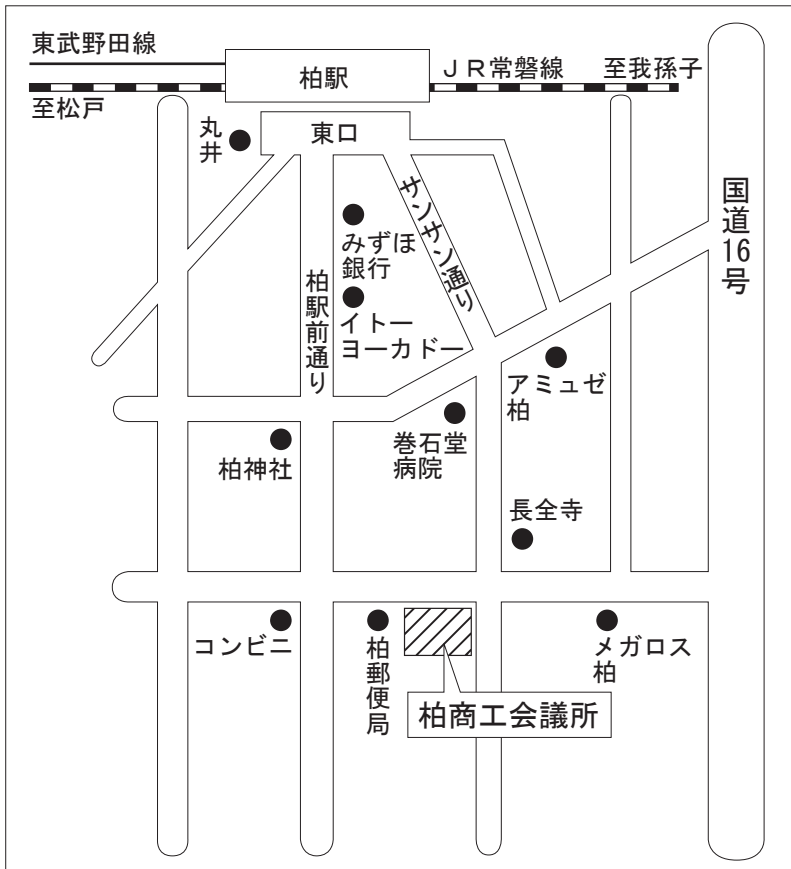
[illegible]

株主総会会場ご案内図

会場：千葉県柏市東上町7番18号

柏商工会議所 4階 401会議室

TEL 04-7162-3311



交通 JR常磐線・東武野田線柏駅東口より徒歩約10分

阪東バス・柏駅東口6番乗り場より長全寺前まで約5分、徒歩1分